

輸入食品に対する検査命令の実施について(中国産ピーマン)

中国産ピーマンに対する検査命令の実施については、平成19年6月20日付けでお知らせしたところです (<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/06/h0620-1.html>)。

資料中、農薬ピリメタニルに関する注釈を「農薬(殺虫剤)」と表記していましたが、「農薬(殺菌剤)」の誤りでしたので訂正します。